平成２３年（フ）第２９号
岩手県一関市山目字中野110番地　プラム一関Ａ202
債務者　下舘　智道
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第４１１号
山形市江南４丁目14番19号
債務者　伊藤優美子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３号
山形市下条町３丁目12番10号
債務者　原田　寛幸
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１２７号
山形県米沢市通町６丁目16―43　佐藤アパート102号、申立時住所山形県米沢市通町４丁目３の13
債務者　高橋　義勝
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２５号
山形県東置賜郡川西町大字洲島2292番地１、前住所山形県東置賜郡高畠町大字竹森2692番地
債務者　岩瀬　忠榮
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１８０３号
埼玉県川口市領家１丁目20番９号　サンカース201号、旧住所埼玉県川口市芝下３丁目29番11号　レオパレス水野谷107号室
債務者　古賀　稔健
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１３号
埼玉県川口市大字安行原1209番地の15　鈴木ハイツ
債務者　杉山やよい
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
埼玉県新座市西堀２丁目20番29号
債務者　川畑　伸二
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
埼玉県新座市西堀２丁目20番29号
債務者　川畑　　敏
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
埼玉県上尾市大字上尾村1333番地10　レオパレスカメリア101
債務者　大木　幸子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
愛知県岡崎市大和町字川原45番地１
債務者　坂本　和枝
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
埼玉県川口市西立野678―３　ニューフロンティアⅢ102号、住民票上の住所長崎県西彼杵郡長与町三根郷53番地13
債務者　高江洲千紘
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
さいたま市南区内谷３丁目19番８号　102号室
債務者　大山　一郎（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
埼玉県川口市大字芝4895番地
債務者　川上必出男
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目２番１―205号
債務者　春木　秀一
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
埼玉県越谷市宮本町５丁目43番地１　レオパレスマイン106
債務者　武井　光子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
岩手県奥州市前沢区字屋敷76番地
債務者　及川　　正
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
盛岡地方裁判所水沢支部